

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律について

東日本大震災時の活動

遺体の搜索



遺体の検視等



身元確認



遺体の状況によっては、身元確認のため、DNA鑑定用の資料等を採取することが必要

法律の目的

死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与すること等

法律の概要

警察等が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置として、次の事項を規定

- 死体発見時の調査
- 体液等を採取して行う薬物又は毒物に係る検査等
- 解剖
- 身元を明らかにするために必要な血液、歯牙、骨等の採取

大規模災害における遺体の身元確認に有効